

岩手県告示第277号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち県土整備部に係るもの（平成21年岩手県告示第334号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
課 名	事業名	課 名	事業名
建設技術振興課	建設業新分野進出等支援対策事業費補助	建設技術振興課	<u>経営支援センター事業費補助</u> 、 <u>建設業新分野進出等支援対策事業費補助</u> 及び <u>けんせつ小町活躍支援事業費補助</u>
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。